

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 5 号

平成 2 7 年 (2015 年) 2 月 2 日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長及び山陽小野田市議会

3 報告書提出年月日

平成 2 7 年 2 月 2 日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

水道局

総務課、業務課、工務課及び浄水課

3 監査の期間

平成 27 年 1 月 19 日から平成 27 年 1 月 29 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成 26 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 資産管理について

- ① 水道用地の占用許可申請に基づく資産管理が不適切である。必要な規程等を整備し、適切な管理をされたい。

(2) 情報公開について

- ① 随意契約の発注予定及び契約の締結状況を法令等により情報公開しなければならないものが公表されていない。必要な規程等を整備し、適切な処理をされたい。

(3) 滞納整理事務について

- ① 不納欠損処分に係る事務手続の一部に不適切なものがある。必要な規程等を整備し、適切な処理をされたい。